

# 改正消費税法説明会のご案内

## (軽減税率制度について)

古河税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

## 開催日時・場所

平成29年10月17日(火)	午前 10:30~11:30 午後 14:00~15:00	古河市前林 1953-1 古河市生涯学習センター総和 とねミドリ館 多目的ホール
平成29年10月18日(水)	午前 10:30~11:30 午後 14:00~15:00	猿島郡境町 395-1 境町中央公民館 講堂
平成29年10月20日(金)	午前 10:30~11:30 午後 14:00~15:00	坂東市岩井 5082 坂東市民音楽ホール
平成29年10月25日(水)	午後 14:00~15:00	猿島郡五霞町大字小福田 148-1 五霞町中央公民館 講堂

消費税軽減税率制度説明会に関するお問い合わせは、下記のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

古河税務署 法人課税第一部門 電話0280-32-4222 (ダイヤル)